

○島根県警察職員の特別報賞金に関する訓令

(昭和42年8月8日島根県警察訓令第10号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察職員の特別報賞金に関する条例施行規則（昭和42年島根県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、島根県警察職員（以下「職員」という。）に対する特別報賞金の授与の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(上申)

第2条 警察本部の部長、課長、科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長及び島根県警察学校長並びに各警察署長（以下「所属長」という。）は、島根県警察職員の特別報賞金に関する条例（昭和42年島根県条例第21号。以下「条例」という。）第2条に該当すると認められる者があるときは、特別報賞金授与上申書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

(1) 殉職者特別報賞金授与の上申をする場合 次に掲げる書類

ア 殉職に至った概況報告書

イ 死亡診断書の写

ウ 特別報賞金を受けることのできる者の本籍及び職員との続柄を証明するに足りる市町村長の発行する証明書

エ 特別報賞金を受けることのできる者が配偶者以外の者であるときは、先順位者のないことを証明する書類及び職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する書類

オ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者特別報賞金授与の上申をする場合 次に掲げる書類

ア 障害に至った概況報告書

イ 障害の程度に関する医師の診断書

ウ その他本部長が必要と認める書類

(3) 傷病者特別報賞金授与の上申をする場合 次に掲げる書類

ア 傷病に至った概況報告書

イ 傷病の程度に関する医師の診断書

ウ その他本部長が必要と認める書類

(審査)

第3条 警察本部に、特別報賞金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には警察本部の生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、警務課長、監察課長及び会計課長をもって充てる。

3 委員会は、前条の規定による上申があった者については条例第2条に定める特別報賞金の授与要件に該当するかどうか、該当するとすればその功労、障害又は傷病の程度等について審査し、本部長に具申するものとする。

4 委員会の庶務は、警務部警務課において行うものとする。

(決定)

第4条 本部長は、委員会の具申に基づいて、特別報賞金授与の有無、授与金額及び被授与者を決定するものとする。

(通知)

第5条 本部長は、特別報賞金の授与の決定をしたときは、特別報賞金授与通知書(様式第2号)により、所属長及び被授与者に対し通知するものとする。

(簿冊)

第6条 警務課長は、次に掲げる簿冊を備えておき、特別報賞金の授与状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 特別報賞金授与記録簿(様式第3号)

(2) 特別報賞金審査委員会会議録(様式第4号)

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和44年5月6日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和45年11月24日島根県警察訓令第19号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年8月21日島根県警察訓令第8号)

この訓令は、昭和53年8月21日から施行する。

附 則(昭和56年10月13日島根県警察訓令第18号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成5年10月15日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成6年5月12日島根県警察訓令第24号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成7年4月5日島根県警察訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成15年2月25日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成20年10月20日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成20年10月21日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成30年10月12日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕